

# 甲南大学大学院学則

〔 昭和 39 年 3 月 31 日 〕  
認 可  
改正 平成 26 年 2 月 28 日

## 第1章 総則

第1条 甲南大学大学院は、甲南大学の教育精神に基づいて育成された一般的及び専門的教養を基盤として、学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、人類文化の向上発展と社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

- 2 甲南大学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。
- 3 修士課程は、学部における一般的及び専門的教養を基礎とし、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 5 博士課程は、これを前期2年の課程(以下、修士課程として取り扱うものとする。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
- 6 専門職学位課程は、学術の理論と応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 7 専門職学位課程のうち、会計専門職を養成することを目的とするものは、当該課程に関し、専門職大学院設置基準に基づき、会計専門職専攻(専門職学位課程)とする。(以下、修士課程、博士後期課程及び会計専門職専攻を表示する場合は「大学院」という。)
- 8 専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のため教育を行うことを目的とするものは、当該課程に関し、専門職大学院設置基準の法科大学院とし、別に規則を定める。

第1条の2 大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。
- 3 大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の3 大学院は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第1条の4 大学院は、大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

## 第 2 章 研究科の組織、教育目標及び収容定員

第 2 条 大学院には、次の研究科及び専攻を置く。

研 究 科	専 攻	課 程
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士課程・博士後期課程
	英語英米文学専攻	修士課程・博士後期課程
	応用社会学専攻	修士課程・博士後期課程
	人間科学専攻	修士課程・博士後期課程
自然科学研究科	物理学専攻	修士課程・博士後期課程
	化学専攻	修士課程
	生物学専攻	修士課程
	生命・機能科学専攻	博士後期課程
社会科学研究科	知能情報学専攻	修士課程・博士後期課程
	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	修士課程・博士後期課程
フロンティアサイエンス研究科	会計専門職専攻	専門職学位課程
	生命化学専攻	修士課程・博士後期課程

第2条の2 各研究科・専攻における人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標は次のとおりとする。

研究科	専攻	人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標
人文科学研究科	修士課程	人文科学研究科では、4専攻の人文科学の諸分野における、より深い教養と専門知識、技能を身につける機会を学生に提供するとともに、専門職としての資格を持つ高度専門職業人及び論文執筆の可能な自立した研究者の育成を目標とする。高い倫理性と明確な社会への貢献の意志を有する人材の育成を目指す。
	日本語日本文学専攻	日本語学、日本古典文学、日本近現代文学の三つの専門領域の知識・技能を身につけた研究者・高度専門職業人を養成し社会の要請に応える。日本語・日本文学に関する広汎な知識の修得を促し、豊かな表現力、精緻な分析力、強靱かつ柔軟な思考力を養う。
	英語英米文学専攻	英米文化・文学及び英語学の領域における高度で先端的な研究活動を促し、英語という言語に対する包括的で深い理解に裏打ちされた高度専門職業人、研究者を育成する。その目的達成のため、英語文献の正確かつ分析的な読解力、英語圏を中心とする異文化に対する理解能力、さらには英語による自己表現能力を修得させる。
	応用社会学専攻	応用社会学の分野における専門研究能力や、高度の専門性が求められる職業を担う卓越した能力をもち、併せて優れた倫理観と品格を持った人材を育成する。そのために、資料分析と文献調査についての基礎的な研究能力を修得させるとともに、自ら研究課題を設定する力を涵養する。
	人間科学専攻	環境・芸術・思想分野と心理臨床分野の担当教員が密接に協力し、教員、臨床心理士、博物館学芸員、環境再生医等、現代社会の複雑な問題に柔軟に対応できる幅広い専門知識を備えた専門職業人及び創造性豊かな専門研究者を養成する。高い倫理性と積極的な社会貢献への意志を有する人材の育成を目指す。

博士後期課程	4 専攻の人文科学のそれぞれの専門分野における研究状況を適切に把握して、新たな研究課題を探究し、学術論文にまとめ、集大成としての学位論文を執筆することができる高度な学問的能力を備えた人材及び専門職としての資格を持ち、高度な専門的知識、技能によって社会に貢献できる高度専門職業人の育成を目標とする。また、研究によって獲得した高度な学問的達成を、社会に生かすことのできる高い倫理性を備えた人材を養成する。	
	日本語日本文学専攻	日本語学、日本古典文学、日本近現代文学の三つの専門領域の高度な知識・技能を身につけた研究者・高度専門職業人を養成し社会の高度な要請に応える。日本語・日本文学の研究を新たに進展させる研究能力を修得させ、豊かな表現力、精緻な分析力、強靱かつ柔軟な思考力を養う。
	英語英米文学専攻	修士課程までに身につけた英米文化・文学及び英語学の領域に関する理解を基盤として、独創性のある研究活動を展開できる高度専門職業人、研究者を育成する。その目的達成のため、きめ細かい指導のもとに研究成果の発表を促し、新たなテーマを自ら発掘・設定する能力、研究成果を説得力豊かに表現する能力を修得させる。
	応用社会学専攻	応用社会学の分野における専門研究能力を持ち、学界の発展に貢献するだけでなく、優れた倫理観と品格をも併せ持った高度専門職業人、研究者を育成する。そのために独創性のある研究を自ら展開できる構想力を涵養する。
	人間科学専攻	環境・芸術・思想分野と心理臨床分野の担当教員が密接に協力し、教員、臨床心理士、博物館学芸員、環境再生医等、現代社会の複雑な問題に広く、かつ、深く対応できる幅広い専門知識を備えた高度専門職業人及び創造性豊かな自立した専門研究者を養成する。高い倫理性と積極的な社会貢献への意志を有する人材の育成を目指す。
自然科学研究科	修士課程	建学の理念のもとに、自然科学分野の幅広い知識と専攻分野における専門的な知識及び高い倫理観を教授し、独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに自然科学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
	物理学専攻	建学の理念のもとに、自然科学分野の幅広い知識と物理学分野における専門的な知識及び高い倫理観を教授し、世界に通用する学識と独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに物理学に関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
	化学専攻	現代社会の要請に応じて、基礎的な自然科学の基盤の上に、化学分野における基礎から最先端までの専門的な知識と技能を教授し、これらを身につけた高度専門職業人の育成並びに化学の発展に寄与する研究者の養成を目指す。
	生物学専攻	建学の理念のもとに、自然科学分野の幅広い知識と生物学・生命科学における専門的な知識及び高い倫理観を教授し、独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに生物学・バイオテクノロジーに関係する専門的な業務に従事するに必要な能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。

		知能情報学専攻	建学の理念のもとに、高い倫理観を持ち、知能情報学の基礎分野から応用分野までの広い基礎学力と高度な専門的学問を修得し、独創性豊かで優れた研究・開発能力を持つ研究者並びに知能情報学に関係する専門的な業務に従事するために必要な能力を持つ高度専門職業人の育成を目指す。
	博士後期課程		建学の理念のもとに、自然科学の専攻分野における専門的な深い知識を教授し、自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者並びに自然科学に関係する高度に専門的な業務に従事するために必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		物理学専攻	建学の理念のもとに、物理学分野における深い専門的な知識及び高い倫理観を教授し、物理学の各専門分野で自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者並びに物理学に関係する高度に専門的な業務に従事するために必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		生命・機能科学専攻	建学の理念のもとに、化学、生物学及びその複合領域における専門的な深い知識を教授し、化学と生物学の有機的複合領域の分野を開拓・深化させることができる、優れた独創的研究・開発能力を持つ自立した研究者並びに化学、生物学及びその複合領域に関係する高度に専門的な業務に従事するために必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。
		知能情報学専攻	建学の理念のもとに、高い倫理観を持ち、知能情報学分野の理論や技術の細分化、複合、境界領域の開拓及び複合化などの変革に対応し、新しい研究分野を開拓・深化し問題発掘・解決能力を身につけ、自立して優れた独創的研究・開発ができる能力を持つ研究者並びに知能情報学に関係する高度に専門的な業務に従事するために必要な卓越した能力を持つ高度専門職業人の育成を目指す。
社会科学 研究科	修士課程		経済社会の激しい変化に対応して充実した活動ができるように、広い視野と豊かな創造力を有し、高度な専門的知識と理解力あるいは革新力を備えた人材を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、経済学・経営学に関する課題を探索・発見し、論理的かつ体系的に課題を考察・分析する能力、経済社会や企業組織が直面する諸問題に対する解決策を導出する能力を求める。
		経済学専攻	変化の激しい経済社会で充実した活動ができるように、広く経済的視野に立ちながら、同時に高度な専門性を必要とする職業に就く人材を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、学部で専攻した学問領域を踏まえつつ、経済・社会問題や税務問題を的確に捉える能力、論理的かつ体系的に問題を整理・思考する能力、自らの力で現実問題に対する解決策を示す能力を求める。
		経営学専攻	社会変化に対応して創造性ある問題解決能力を発揮する高度専門職業人並びに経営学に関する理論的・実践的課題を考察・分析する能力を有した研究者を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、経営学に関する高度な専門的知識・理解力、社会変化に対応した新しく多様な情報の探索能力、トータルな人間性・倫理性と豊かな個性に基づいた社会的貢献力、これらに加えて、高度専門職業人養成では、特に産業や企業組織が直面する諸問題を発見・解決する能力、また、研究者養成では、特に経営学に関する理論的・実践的課題を考察・分析する能力を求める。
	博士後期課程	経営学専攻	最先端の経営理論・経営実践を自立独創的に考案・革新する能力を有した創造性豊かな研究者並びに知識基盤社会に資する経営理念・方法を導出する高度で知的な素養のある人材を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、より高度で複雑な経営現象に関する高度な専門的知識・理解力、社会変化に対応した最先端の経営理論・経営実践の探求能力、ト

			一タラな人間性・倫理性と豊かな個性に基づいた社会的貢献力、これらに加えて、研究者の養成では、経営現象や社会変化に対応するための最先端の経営理論・経営実践を自立独創的に考案・革新する能力、また、高度な知的人材養成では、特に経営実践で培われた経験をもとに知識基盤社会に資する経営理念・方法を導出する能力を求める。
	専門職学位課程	会計専門職専攻	経済社会の激しい変化に対応して、実践的かつ創造的な活動ができるように、高度な専門性と広い学識を持つ会計専門職を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、高い倫理観、国際感覚及びIT能力とともに、企業等が直面する問題を発見し、分析・解決する能力を求める。
フロンティアサイエンス研究科	修士課程	生命化学専攻	教育・研究対象の中心に「生命化学」を据え、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイオに関する専門的な知識と技能を修得させることにより、先進の科学技術を自在に扱うことのできる自立した研究者や、産業界でリーダーとなる人材を養成する。
	博士後期課程	生命化学専攻	生命化学分野における深い専門知識と、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー及びそれらの融合領域であるナノバイオに関する知識と技能をバランス良く修得させることにより、自らが最先端科学技術を創出し、科学の新たな分野を開拓できる先導的研究者を養成する。

第3条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	5	10	2	6	—	—
	英語英米文学専攻	6	12	3	9	—	—
	応用社会学専攻	5	10	2	6	—	—
	人間科学専攻	10	20	3	9	—	—
	計	26	52	10	30	—	—
自然科学研究科	物理学専攻	12	24	3	9	—	—
	化学専攻	12	24	—	—	—	—
	生物学専攻	5	10	—	—	—	—
	生命・機能科学専攻	—	—	3	9	—	—
	知能情報学専攻	6	12	2	6	—	—
	計	35	70	8	24	—	—
社会科学研究科	経済学専攻	10	20	—	—	—	—
	経営学専攻	10	20	3	9	—	—

	会計専門職 専攻	—	—	—	—	30	60
フロンティアサイエンス 研究科	生命化学専攻	5	10	1	3	—	—

### 第3章 授業科目、研究指導及び履修方法

第4条 修士課程及び博士後期課程の教育は、授業科目の授業、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行うものとする。

2 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じた必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。また、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とする。

第4条の2 修士課程及び博士後期課程においては、教育、研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第5条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第1に定める。

第5条の2 修士課程及び博士後期課程の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2 前項の研究指導は、第32条に規定する研究指導教員が行うものとする。

3 会計専門職専攻（専門職学位課程）の教育は、その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じた事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

第5条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

第6条 修士課程、博士後期課程においては、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成については、研究指導教員の承認を得なければならない。

2 授業科目の履修及び学位論文の作成にあつては、学年又は学期の初めに申請して許可を得なければならない。

第6条の2 教育職員免許状を得るための資格を得ようとする者は、別に定める教育職員養成課程に関する規程に従い、必要な単位を修得しなければならない。

2 修士課程、博士後期課程において、取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	免許教科	免 許 状 の 種 類
人文科学研究科	日 本 語 日 本 文 学 専 攻	国 語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	英 語 英 米 文 学 専 攻	英 語	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	応用社会学専攻	社 会	中学校教諭専修免許状
		地 理 歴 史 公 民	高等学校教諭専修免許状
人間科学専攻	社 会	中学校教諭専修免許状	
	公 民	高等学校教諭専修免許状	
自然科学研究科	物 理 学 専 攻 化 学 専 攻 生 物 学 専 攻	理 科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
	知能情報学専攻	数 学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状
社会科学研究科	経 済 学 専 攻 経 営 学 専 攻	社 会	中学校教諭専修免許状
		公 民	高等学校教諭専修免許状
フロンティア サイエンス研究科	生命化学専攻	理 科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状

#### 第 4 章 標準修業年限及び最長在学年数

第 7 条 大学院の標準修業年限については、次のとおりに定める。

- (1) 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- (2) 博士課程の標準修業年限は、5年とする。なお、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- (3) 会計専門職専攻（専門職学位課程）の標準修業年限は、2年とする。

第 8 条 大学院における最長在学年数は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程 4年
  - (2) 博士後期課程 6年
  - (3) 会計専門職専攻（専門職学位課程） 4年
- 2 修士課程、博士後期課程において、第 23 条の規定により再入学した者の最長在学年数は、前項に規定する年数から大学院委員会が承認した再入学前の在学年数を控除した年数とする。
- 3 会計専門職専攻において、第 23 条及び第 23 条の 2 の規定により入学を許可した者の最長在学年数は、第 1 項第 3 号に規定する年数と第 23 条の 3 の規定により認定する在学すべき年数から算定する。

第 8 条の 2 大学院は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第 7 条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 前項の規程により長期履修を認めることのできる履修期間は、次のとおりとする。
- (1) 修士課程 4年
  - (2) 博士後期課程 6年
  - (3) 会計専門職専攻（専門職学位課程）4年

3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 課程修了の認定並びに学位及びその授与

第9条 単位の認定は、筆記試験、口述試験、報告等によつて、学期末又は学年末に行う。ただし、実験及び演習については、平常の成績によることができる。

第9条の2 修士課程及び博士後期課程において、研究、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることがある。

2 前項により修得した単位は、10単位を限度として、大学院において修得した単位とみなすことができる。

3 第1項の規定に基づく外国留学（以下「留学」という。）に関しては、この学則に定めるもののほか別に定める。

第9条の3 修士課程及び博士後期課程において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、10単位を超えないものとする。

第9条の4 第9条の2及び第9条の3により修得したものとみなす単位数は、併せて10単位を超えないものとする。

第9条の5 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、教育上有益と認めるときは、学生が会計専門職専攻の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、24単位を超えない範囲で、会計専門職専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

第9条の6 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、教育上有益と認めるときは、学生が会計専門職専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、会計専門職専攻に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学、転入学等の場合を除き、会計専門職専攻において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により会計専門職専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、24単位を超えないものとする。

第10条 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。

第11条 修士課程及び博士後期課程における最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、その論文を中心とし、それに関連のある授業科目について行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程における論文の審査及び最終試験は、研究科委員会



が行う。

- 第13条 修士課程において、2年以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、修士課程を修了したものと認める。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、研究科において適当と認めるときは、特定の課題について研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。
  - 3 博士課程において、5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
  - 4 第1項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者が博士課程において、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
  - 5 前2項の規定にかかわらず第18条第2号から第7号の規定により、博士後期課程に入学した者が3年以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。
  - 6 会計専門職専攻（専門職学位課程）の修了要件は、会計専門職専攻に2年以上在学し、52単位以上を修得することとする。
  - 7 会計専門職専攻は、第9条の6第1項の規定により会計専門職専攻に入学する前に修得した単位（学校教育法の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を会計専門職専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により会計専門職専攻の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で会計専門職専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

第14条 前条による修士、博士又は会計専門職専攻（専門職学位課程）の課程を修了した者には、大学院研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が学位を授与する。

2 学位の名称は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士（文学）
	英語英米文学専攻	修士（文学）
	応用社会学専攻	修士（社会学）
	人間科学専攻	修士（文学）
	自然科学研究科	物理学専攻
	化学専攻	修士（理学）
	生物学専攻	修士（理学）
	知能情報学専攻	修士（工学）、修士（理学）

	社会科学研究所	経済学専攻 経営学専攻	又は修士（情報学） 修士（経済学） 修士（経営学）
	フロンティアサイエンス研究所	生命化学専攻	修士（理工学）
(2)	博士の学位		
	人文科学研究科	日本語日本文学専攻 英語英米文学専攻 応用社会学専攻 人間科学専攻	博士（文学） 博士（文学） 博士（社会学） 博士（文学）
	自然科学研究所	物理学専攻 生命・機能科学専攻 知能情報学専攻	博士（理学） 博士（理学） 博士（工学）、博士（理学） 又は博士（情報学）
	社会科学研究所	経営学専攻	博士（経営学）
	フロンティアサイエンス研究所	生命化学専攻	博士（理工学）
(3)	専門職の学位		
	社会科学研究所	会計専門職専攻	会計修士（専門職）

第15条 学位及びその授与に関して必要な手続等は、別に定める。

#### 第6章 学年、学期及び休業日

第16条 学年、学期及び休業日については、甲南大学学則第5章を準用する。

#### 第7章 入学、留学、休学、退学及び除籍

第17条 大学院修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育の授業科目を我が国において履修することにより当該外国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院修士課程における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (10) 大学院において個別の入学資格審査により認められた者

第17条の2 会計専門職専攻（専門職学位課程）に入学する資格のある者は、次の各号

のいずれかに該当し、かつ、専門職学位課程の授業を履修するに相当と認められた者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 入学時に、大学に 3 年以上在籍または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと本大学院が認めた者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、22 歳に達した者

第18条 大学院博士後期課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育の授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

第 18 条の 2 入学の時期は、学年初めとする。ただし、会計専門職専攻（専門職学位課程）においては、学年又は学期初めとする。

第18条の3 入学を志願する者は、所定の入学願書及びその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。

第19条 削 除

第20条 大学院の入学者は、選考によつて決定する。

2 前項の選考による合格者の決定は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

3 選考の結果合格し、所定の期日までに入学手続を行った者に入学を許可する。

第 20 条の 2 第 9 条の 2 の規定に基づく留学を希望する者は、願い出て許可を受けなければならない。

2 前項により留学をした期間は、第 8 条及び第 13 条に規定する在学期間に算入する。

第 21 条 学生が疾病その他やむを得ない理由により休学を願い出たときは、許可することができる。

2 疾病のため修学に適さないと認められる者については、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、継続 2 年を超えることができない。加えて、会計専門職専攻（専門職学位課程）において、休学の期間は、通算して会計専門職専攻の標準修業年限を超えることができない。

4 休学の期間は、第 8 条に規定する最長在学年数に算入しない。

5 休学期間中に復学を願い出たときは、許可することができる。

第 22 条 学生が疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、許可を受けなければならない。

2 博士後期課程において、所定の単位を修得した者が退学しようとするときも前項に準ずる。

第 23 条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、許可することができる。

第 23 条の 2 会計専門職を養成することを目的とする他の大学院に在学する者が、会計専門職専攻（専門職学位課程）に転入学を希望するときは、選考の上、許可することができる。

第 23 条の 3 会計専門職専攻（専門職学位課程）において、前 2 条の規定により入学を許可する者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、会計専門職専攻教授会及び大学院委員会において認定する。

第 24 条 次に該当する者は、除籍する。

(1) 学費を納付しない者

(2) 第 8 条に規定する最長在学年数を超える者

(3) 第 21 条に規定する休学期間を超えた者

2 前項第 1 号により除籍された者が 1 年以内に復籍を願い出たとき、又は 1 年経過後再入学を願い出たときは、審議の上、許可することができる。

第 25 条 他の大学院に入学又は転学を願い出ようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

## 第 7 章の 2 外国人留学生

第 25 条の 2 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める留学という在留資格の取得を必要とする者が、大学院に入学しようとする場合は、選考の上、外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人留学生の受け入れについては、別に定める。

第7章の3 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び研修生

第25条の3 大学院は、大学院の定めるところにより、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

3 科目等履修生規程については、別に定める。

第25条の4 大学院は、大学院の定めるところにより、学生以外の者で第32条及び第32条の2に規定する専任教員の指導を受け、特定の事項について研究しようとする者（以下「研究生」という。）があるときは、選考の上、受入れることができる。

2 研究生規程については、別に定める。

第25条の5 大学院は、大学院の定めるところにより、一又は複数の授業科目を聴講する者（以下「聴講生」という。）に対し、選考の上、受入れることができる。

2 聴講生規程については、別に定める。

第25条の6 他の大学院専門職学位課程の学生で、会計専門職専攻（専門職学位課程）の授業科目を履修しようとする者があるときは、大学院間の協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

第25条の7 会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要能力をさらに養うため、引き続き会計専門職専攻の教員の指導のもとで研修を希望する者（以下「研修生」という。）があるときは、教育に支障のない場合に限り、研修生として許可することができる。

2 会計専門職専攻研修生規程については、別に定める。

第8章 入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料、  
入学金、授業料、研究実験費、心理特別実習費、施設設備費、在籍料、  
科目等履修料、研究生料、聴講料及び研修料

第26条 大学院に入学を願ひ出る者は、別表第2に定める入学受験料を納付しなければならない。

2 科目等履修生を願ひ出る者は、別表第2に定める科目等履修生検定料を納付しなければならない。

3 研究生を願ひ出る者は、別表第2に定める研究生申請料を納付しなければならない。

4 聴講生を願ひ出る者は、別表第2に定める聴講生検定料を納付しなければならない。

第27条 大学院に入学を許可された者は、別表第3に定める入学金を納付しなければならない。

第28条 学生は、別表第4の(1)に定める授業料を納付しなければならない。

2 自然科学研究科及びフロンティアサイエンス研究科に在学する者は、別に別表第4の(2)に定める研究実験費を納付しなければならない。

3 人文科学研究科人間科学専攻（心理臨床分野）に在学する者は、別に別表第4の(3)に定める心理特別実習費を納付しなければならない。

4 会計専門職専攻（専門職学位課程）に在学する者は、別に別表第4の(5)に定める施設設備費を納付しなければならない。

5 休学中の者は、別表第4の(4)に定める在籍料を納付しなければならない。

第28条の2 科目等履修生は、別表第5に定める科目等履修料を納付しなければならない。

第28条の3 研究生は、別表第5に定める研究生料を納付しなければならない。

第28条の4 聴講生は、別表第5に定める聴講料を納付しなければならない。

第28条の5 会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した研修生は、別表第5に定める研修料を納付しなければならない。

第29条 入学金、授業料、研究実験費、心理特別実習費、施設設備費、在籍料、科目等履修料、研究生料、聴講料、研修料等の学費及び入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料等の徴収については、別にこれを定める。

第30条 既納の学費、入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料及び聴講生検定料は、返付しない。

2 大学院に入学を許可された者で、指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出たものについては、前項にかかわらず、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

## 第9章 賞罰

第31条 賞罰については、甲南大学学則第8章を準用する。

## 第10章 教員及び運営組織

第32条 修士課程及び博士後期課程の担当教員は、授業科目の授業を担当する授業担当教員と研究指導を担当する研究指導教員とし、甲南大学の専任教員の中から学長が命ずる。

2 必要があるときは、非常勤講師及び連携客員教授を置くことができる。

第32条の2 会計専門職専攻（専門職学位課程）には、専門職大学院設置基準に基づいて、教育上必要な教員を置くものとする。会計専門職専攻の教員組織については、別に定める。

第33条 研究科ごとに研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

## 第34条 削除

第35条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に所属する研究指導教員である教授の中から、研究科委員会が選出する。

3 前項にかかわらず、社会科学研究科の研究科長は、当該研究科に所属する研究指導教員である教授及び会計専門職専攻（専門職学位課程）に所属する専任の教授の中から、研究科委員会が選出する。

第 36 条 大学院に大学院委員会を置く。  
2 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第 37 条 削除

第11章 会計専門職専攻（専門職学位課程）

第 38 条 この学則に定めるもののほか、会計専門職専攻（専門職学位課程）に関する規則を別に定める。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。